

障がい者虐待防止法 (略称) 施行

10月1日

10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(略称：障がい者虐待防止法)が施行されます。



この法律は、虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが重要であることから、障がい者に対する虐待の防止、虐待の予防及び早期発見などに関する国や地方自治体の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

1. 障がい者虐待とは

障がい者虐待を「養護者による虐待」、「障がい者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者(障がい者を雇っている事業主等)による虐待」に分けており、具体的な例として、次のようなものがあります。

虐待の種類	具体的な例
1 身体的虐待	殴る、蹴る、無理に飲食物を口に入れる、柱やいすに縛りつける、部屋に閉じ込めるなど。
2 性的虐待	性的行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せるなど。
3 心理的虐待	どなる、仲間に入れない、子ども扱いするなど。
4 放棄・放任	食事や水分を十分に与えない、あまり入浴させない、排泄の介助をしない、必要な医療を受けさせない、第三者の身体的、性的、心理的虐待を放置するなど。
5 経済的虐待	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する、日常生活に必要な金銭を渡さないなど。

2. 障がい者虐待の相談、通報及び届出

虐待を見かけたり、感じたら、次のところへ通報、届出をお願いします。また、障がい者や養護者の方からのご相談も承ります。相談、通報及び届出によって知り得た情報は、関係職員には守秘義務が課されており、通報は匿名によるものでも受け付けします。

3. 障がい者虐待への対応

虐待の通報及び届出を受けた市町村では、障がい者の安全確認、通報等に係る事実確認、訪問調査をします。緊急性の有無等を勘案し、適切な対応や措置を図ることとされています。

また、障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認められるときは立入調査を行う場合もあります。

障がい者虐待に関するご相談、通報及び届出は、

本 社会福祉課
〒328-8686 入舟町7-26 (福祉庁舎内)
電話 0282-21-2502 夜間や休日は 0282-22-3535
FAX 0282-21-2505
メール f-service@city.tochigi.lg.jp

使用者による障がい者虐待の通報は、市のほか次のセンターでも受け付けてきます。

県障害者権利擁護センター (10月1日から業務開始)
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 (栃木県障害福祉課内)
電話 028-623-3139 (通報・届出専用) / 028-623-3493
FAX 028-623-3052
メール tochigi-shougaishakenri@dream.jp (通報・届出専用)

投票所変更のお知らせ

栃木第10投票区の投票所は福祉庁舎から栃木中央小内地域交流室に変更になります。

藤岡第7投票区の投票所は原向高間公民館から藤岡遊水池会館に変更になります。

※申込状況で、調整させていただきます。
◆応募・問合せ
選挙管理委員会事務局
☎21-2631

◆投票方法 10月10日(水)までに、応募用紙(応募先からダウンロード)に住

◆住所 氏名・生年月日・希望する投票日及び場所・電話番号を明記のうえ応募先へ。

◆場所 本庁舎及び各総合支所
◆報酬額 1日につき9,500円
◆応募方法 10月10日(水)までに、応募用紙(応募先からダウンロード)に住

◆資格 市内に住所を有し、栃木市の選挙人名簿に登録されている20歳以上の方
◆従事日 11月2日(金)から17日(土)
◆時間 午前8時30分から午後8時

◆期日前投票所 投票立会人を募集
1人でも多くの皆さんに選挙に関心をもっていただくため、期日前投票立会人を募集します。

11月18日は栃木県知事選挙

11月18日(日)は栃木県知事選挙です。
○投票時間 午前7時から午後8時まで。ただし、藤岡第8投票区投票所、北川辺スポーツ遊学館及び西方第7投票区投票所真上集落センターは午後6時まで。
○投票日当日、用事等で投票所に行けない方は期日前投票ができます。
期日前投票場所・日時
★市役所及び各総合支所、11月2日(金)から11月17日(土) 午前8時30分から午後8時
★大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の公民館
11月2日(金)から11月16日(金) 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時

前記の面積以上となる場合(一団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要。○届出に必要な取引、売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など
○届出者 権利取得者(土地売買の場合は買主)
○届出書類 土地売買等届出書、位置図、付近状況図、土地形状図(公図等)、契約書の写し 各2部
本 都市計画課 ☎21-2611



8月11日に国道293号の新会沢トンネル(栃木市尻内町・佐野市会沢町)が開通しました。旧トンネルは、車道幅が狭く大型車両のすれ違いが困難で、また歩道も無く歩行者・自転車には危険な状況でした。現在のトンネルを1車線に変更、南側に歩道付の新トンネルを整備し、利用者の円滑で安全な通行を図りました。
本 都市整備課 ☎21-2241

お知らせ
国道293号線
新会沢トンネルが完成

秋季全国火災予防運動週間

11月9日(金)～15日(木)
火災予防の普及と発生の防止を目的に全国的に展開されます。
「消すまでは 出ない行かない 離れない」
消防本部 予防課

トマト黄化葉巻病の蔓延防止にご協力を

タバココナジラミという虫が媒介するウイルス病で、トマト、ミニトマト、トルコギキョウで発病が確認されています。トマトは生育が止まり、実りません。

従来は、保険料未納のまま2年を超えると保険料を納めることはできませんでしたが、10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができます。この保険料を納めると将来の年金額増加や年金の受給権確保につながります。年金記録等は、ねんきんネット(<http://www.nenkin.go.jp>)でご確認ください。国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050

平日夜間、休日納税相談窓口の開設

平日は夜間、休日は昼間に納税相談窓口を開設します。納付、またはご相談にお越しくください。納期限内での納付にご協力をお願いします。
本 収税課 ☎21-2131

ドクターヘリ 運航時のお願い

ヘリコプターは離着陸の際は危険が伴います。消防隊員の指示に従い、着陸場所から速やかな退避をお願いします。
消防本部 警防課
☎22-0119 (ガイダンス)

昨年下都賀地域で大発生し被害が出ました。5月以降に徐々に増え、11月上旬頃まで発生に注意が必要です。発病株は新葉が黄化し、巻き上がるなどします。発病株は、抜き取り処分をしてください。露地野菜、家庭菜園や花きは、コナジラミの繁殖源となりますので、農家以外でも畑周辺の雑草を含めて防除のご協力をお願いします。
下都賀農業振興事務所 野菜課 ☎24-1011

上下水道料金の口座振替日を変更

10月から水道料金・下水道使用料の口座振替日が25日に統一されます。変更になります。栃木、西方地域の方は、ご注意ください。
水道課 (栃木地域) ☎25-2100 / 大平・藤岡地域 ☎43-9221 / 都賀・西方地域 ☎92-0317

西 地域まちづくり課 ☎92-0304
都 税務課 ☎29-1101
藤 税務課 ☎62-0902
大 税務課 ☎43-9208

平日夜間、休日納税相談窓口の開設

月日	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4
曜日	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
本庁	○	○	○	○	○	-	☆
各総合支所	-	-	-	-	○	-	☆

『○』 平日夜間窓口 17:15～19:00
『☆』 休日窓口 9:00～16:00

10月は「土地月間」

大規模な土地の取引には届出が必要。一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づき、その利用目的などの届出が必要。○届出に必要な面積
・市街化区域 2千平方メートル以上
・その他の都市計画区域 5千平方メートル以上
※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が